

静岡県議会告示第1号

静岡県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡県議会議長 山田 誠

静岡県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

静岡県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成7年静岡県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(報告書の訂正)</p> <p>第9条 報告書を訂正しようとする場合には、静岡県議会議員は、議長に訂正願を提出し、訂正の箇所に<u>認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。</u>この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。</p> <p>様式第1号 (略)</p> <p>(略)</p> <p>資 産 等 報 告 書</p> <p>(略)</p> <p><u>静岡県議会議員</u> 印</p> <p>(略)</p> <p>様式第2号 (略)</p> <p>(略)</p> <p>資 産 等 補 充 報 告 書</p> <p>(略)</p> <p><u>静岡県議会議員</u> 印</p> <p>(略)</p> <p>様式第3号 (略)</p> <p>(略)</p> <p>所 得 等 報 告 書</p> <p>(略)</p> <p><u>静岡県議会議員</u> 印</p> <p>(略)</p> <p>様式第4号 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(報告書の訂正)</p> <p>第9条 報告書を訂正しようとする場合には、静岡県議会議員は、議長に訂正願を提出し、訂正の箇所にその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。</p> <p>様式第1号 (略)</p> <p>(略)</p> <p>資 産 等 報 告 書</p> <p>(略)</p> <p><u>静岡県議会議員</u></p> <p>(略)</p> <p>様式第2号 (略)</p> <p>(略)</p> <p>資 産 等 補 充 報 告 書</p> <p>(略)</p> <p><u>静岡県議会議員</u></p> <p>(略)</p> <p>様式第3号 (略)</p> <p>(略)</p> <p>所 得 等 報 告 書</p> <p>(略)</p> <p><u>静岡県議会議員</u></p> <p>(略)</p> <p>様式第4号 (略)</p> <p>(略)</p>

関 連 会 社 等 報 告 書

(略)

静岡県議会議員 _____ 印

(略)

関 連 会 社 等 報 告 書

(略)

静岡県議会議員 _____

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。